

# 議案説明資料

## 【 目 次 】

・ **議案第 80 号**

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・p. 1

令和 2 年 1 2 月  
(令和 2 年 1 2 月 1 日提出)

議案第 80 号関係

件名	八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（以下「法」という。） ・地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）（以下「令」という。）
施行日	令和 3 年 1 月 1 日から施行し、改正後の規定は令和 3 年度以後の国民健康保険税について適用

【改正の概要】

令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ 10 万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うための改正

条例番号・見出し	法令	改正の内容	
第23条 【国民健康保険税の減額】	法第703条の5 令第56条の89	○ 令改正にあわせて改正 ※ 個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直し。	
軽減判定所得基準			
	【現行】 軽減判定所得	【改正後】 軽減判定所得	
7割軽減基準額	基礎控除額 33万円	基礎控除額 43万円 <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>	
5割軽減基準額	基礎控除額 33万円 +28.5万円×被保険者数	基礎控除額 43万円 +28.5万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>	
2割軽減基準額	基礎控除額 33万円 +52万円×被保険者数	基礎控除額 43万円 +52万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>	
※ <u>二重下線部分</u> を以下「調整式」という。			
例:年金収入133万円(A) + 給与収入85万円(B) の国保2人世帯の場合			
	【現行】	【改正後】	(参考) 調整式がなかったと仮定した場合
世帯の所得	33万円 (A13万円+B20万円)	53万円 (A23万円+B30万円)	
軽減判定比較	7割軽減に該当	7割軽減に該当	5割軽減に該当(軽減縮小)
7割軽減	33万円	53万円	43万円
5割軽減	90万円	110万円	100万円
2割軽減	137万円	157万円	147万円

<p>第23条の2 【特例対象被保険者等に 係る国民健康保険税の課 税の特例】</p>	<p>法第703条の5 令第56条の89</p>	<p>○ 令改正にあわせて改正 ※ 軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備。</p>
<p>附則第4項 【公的年金等に係る所得 に係る国民健康保険税の 課税の特例】</p>	<p>法附則第35条の3 令附則第18条の8</p>	<p>○ 令改正にあわせて改正 ※ 軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備。</p>